

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷九十三第

行發日一月十年九和昭

論叢

鑛業税に就きて……………法學博士 神戸正雄
 不全競争について……………文學博士 高田保馬
 經營形態としての共販會社……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

世界大戰前に於ける英領印度の金爲替本位に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
 不定期船衰頹の諸原因に關する基本的考察……………經濟學士 佐波宣平
 ヴイクゼルの自然利子論……………經濟學士 青山秀夫
 取引所の公定する相場に就て……………經濟學士 今西庄次郎

說苑

株仲間の冥加金につきて……………經濟學士 宮本又次
 デイルタイの歴史研究に於ける資本主義觀……………經濟學士 出口勇藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(藝 轉 載)

説苑

株仲間の冥加金につきて

宮本 又次

本稿は天保改革以前の大阪の諸株仲間に事例を求め、冥加金(銀)に關する諸事情を解明せんとするものである。冥加金(銀)は町奉行その他の公的關係の側よりも取扱ふべき幾多の問題を有してゐるが、これは他の機會に譲り、茲では株仲間に重心を置き、冥加金(銀)が如何にして上納提出せらるゝか、又如何にして仲間員に分擔せらるゝか、を主として検討するであらう。

一、冥加金の上納

御免株の中には冥加金(銀)を必要とせざるものも若干はあつたが、株仲間の大部分は冥加金(銀)の上納を原則としてゐた。殊に明和・安永・天明期の幕府放漫政策の波に乗つて許可せられた多くの所謂願株はその表

株仲間の冥加金につきて

面上の理由は何にてもあれ、結局は冥加金(銀)上納を條件としてその特權と保護とを購つたものに外ならぬ。冥加金(銀)は通常株認可の最初の年に多額を上納し、翌年よりはそれより少額を年々上納することになつてゐた。その中株數を一定せる所謂 \times 株¹⁾にあつては概して仲間一體を一つの課徵單位として特定額を課せられ、明き株・休み株の有無に關せず、其特定額を負擔するを要し、之に反し株數の不定にして年々増減ある分は所定の一人分だけを各員が負擔すれば事足つた。冥加金(銀)には金建にて金何兩と定むるものと、銀建にて銀何枚又は幾貫目と一定するものがあり、時には初年金は金建・年々銀(永々冥加銀)は銀建と云ふ具合に二者を混入するものがあり、株仲間毎にその事情を異にしてゐた。大阪にては銀建のものが多く、冥加銀なる文字が多く用ひられた様に思はれるが、以下敘述を簡單にする爲、二様に使用せず、一般的には冥加金なる文字に統一して使用するであらう。

御免株中冥加金を上納するを要したものゝ例を二三

第三十九卷 五八五 第四號 一二九

1) 「京口江戸口兩問屋とも、爲御取 \times 株に被付候間、冥加銀參百枚此節相納、銀五拾枚づつは毎年十一月中無相違相納申候」とある。(「大阪市史」第五、七一頁) \times 株なる用語はその他所々に多く散見せられる。

擧げて置く。明和七年設定の菜種絞油屋の株數二百五十は初年金五百兩、翌年より銀七貫目を負擔し、²⁾同じく明和七年設定の出油屋の株數十三軒は初年銀百枚、翌年より年々三十枚を、³⁾江戸口京口油問屋株(江戸口八軒・京口三軒)は初年銀三百枚、翌年より年々銀五十枚を課せられた。⁴⁾

願株中⁵⁾株に屬する例としては安永三年設定の三町鹽魚問屋株百四十枚の初年金七貫目翌年より五貫目、⁵⁾安永八年創設の薩州小問屋三十軒の初年金二十兩翌年より金十兩とせるがある。⁶⁾安永元年に於ける綿買次積問屋(古株十一・新株一)が初年銀三十五枚翌年より銀三十枚とし、⁷⁾同じく安永元年の雜喉場生魚問屋株(八十四枚)が初年銀五百枚・年々銀三十貫を上納せる如き、矢張この一例である。⁸⁾

願株中不定株にして一人分づつを各自負擔する例としては、天明元年設立の眞輪箔職仲間が冥加壹人前、金百疋づつと定め、⁹⁾天明三年設立の三濱薪問屋が一軒につき初年金一兩翌年より銀一枚づつとせるのを擧ぐ

る事が出来る。¹⁰⁾

冥加金の上納期は株仲間毎に定つた期日を有してゐた。普通冥加金は翌年分を上納せしものであるが、この關係からか、毎年十一月特にその上旬に上納するのが普通であつた。生蠟絞り屋株・荒和布仲買株・唐物關係の諸株仲間・石切屋仲間・植木屋株・江戸三度飛脚仲間・糖問屋株・白粉職仲間・生魚問屋仲間・綿實問屋仲間・出油問屋株・京口江戸口油問屋株・炭問屋株・綿買次積問屋株・天満組・油町組・堺筋組毛綿屋仲間・江戸組毛綿仕入積問屋仲間・眞輪箔職仲間等はいづれも毎年十一月に上納することゝしてゐた。¹¹⁾九月に上納する菱垣廻船問屋株の如きは寧ろ例外と云ふべきものであつた。¹²⁾

冥加金の釀出は全仲間員の分擔責任にかゝること勿論であるが、これを奉行所に提出する責任は誰が負擔すべきであつたらうか。これは株仲間設定の事情に依つて異なる。

まづ御免株を見る。その中冥加金を要せざるものは

- 2) 3) 4) 「大阪市史」第一、一〇七六乃至一〇七八頁
 5) 「鹽魚千魚鱈節商舊記」三(寫本)
 6) 「薩州小問屋定外四種」(寫本)。拙稿「大阪の荷受問屋二番組」(「經濟史研究」第四十三號)
 7) 「大阪市史」第一、一〇八八頁
 8) 「大阪市史」第一、一〇五二頁

問題でないが、冥加金を要するものも、その多くは設定當時の軒敷をそのまま許可せるもの故、そこに請人の介在する事は殆んどなかつた。この場合冥加金提出の責任者は原則として役員(行司等)であつた。

次に願株に就きて見るに之には直株と請株とがあつた。直株とは現營業者をそのまま一丸として株に設定せしめしものにて、從來内仲間・内分仲間として存在せしものが改めて表仲間になる場合は普通直株であつた。¹³⁾ 明和九年七月の「京飛脚仲間株前書」には「私共儀京都飛脚屋渡世仕來り候處内仲間にて京都飛脚屋之手に付候様相成、難儀仕候故、寶曆四戊の年、表仲間御願申上」云云とあり、¹⁴⁾ 安永十年正月の毛綿問屋仲間の「差上申一札」には毛綿問屋二十五人の者が「(前略)古來よりの渡世にて相續仕候、然る處内仲間之儀につき今般右人數組合之仲間御差免被成下候はば、爲冥加壹ヶ年に銀五枚づつ年々上納仕度」云云とあり、¹⁵⁾ 天明四年八月の薪問屋「定」によれば「長堀・道頓堀・安治川・三濱薪問屋二拾三軒往古より乍内々仲間申合罷在

株仲間の冥加金につきて

候得共内仲間には不取締に付」とて公認を出願してゐる。¹⁶⁾ かくの如きは隨所に散見せらるゝ諸例であるが、これ等の場合從來の内仲間の實數を對象として許可され、別に特定の願主・請人は存在せず、冥加金はその役員により徵集・提出されるのが常であつた。請株と云ふはある特定人が土地開發・物價引下げ、冥加金上納等を條件として起業的に株の設定を願出せしものである。この願出は概して從來よりの營業者を離れ別途に行はるのが常であつた。明和六年に塚口屋七兵衛が公儀橋(十一ヶ所)の修繕を條件として大阪旅籠屋株三百を免許されし如き、享保十九年九月十一日に西高津關發地繁昌のため開發者福島屋市郎右衛門・備前屋吉兵衛の兩人へ茶屋株三十二を許可されし如き之である。¹⁸⁾ 之等の場合冥加金の責任者はその願主・請人であつた。概して茶屋株・風呂屋株・煮賣屋株・湯屋株・旅籠屋株の如き所謂客商賣・水商賣の株は願主・願主・請人より冥加金を納め、營業者達はその請人より特定の負擔金を以て借り受け又は譲り受け營業する仕組になつてゐた。¹⁹⁾

第三十九卷 五八七 第四號 一三一

9) 「大阪市史」第五、七三三頁。

10) 「薪問屋定」(寫本)

11) この上納月は主として「株仲間名前帳前書目錄」(「大阪市史」第五)より調査せるものである。又「大阪市史」第一及「生魚問屋定法帳」等をも見た。

12) 「株仲間名前帳前書」(「大阪市史」第五、七二七頁) 其の外諸鳥問屋・仲買や砂糖其外荒物仲買も十二月と定めてゐた。(「諸鑑札數目」寫本)

されど商業仲間の場合は假令願出するものありとするも概ね願人は却下され、別に従来よりの營業者を對象として直株とすることが多かつた。例へば雜喉場生魚市場問屋株を見るに『明和九辰年江戸日本橋品川町裏河岸西宮屋源八・大坂備後町三丁目名鹽屋利兵衛儀、右株差免候はば冥加銀相納可申旨願出候付、先役神谷大和守懸りに而相糺候處、有來問屋共儀冥加銀可相納候間、直株に差免候様致度旨相願、御勘定奉行よりも冥加増方懸ケ合有之、猶亦糺之上江戸表に相伺御下知之上有來之問屋共は株差免、今以冥加銀取立相續いたし罷在候』と記されてゐる。²⁰⁾ 同様な經過は材木竹問屋仲買株の場合にも見られた。²¹⁾ 鹽魚干魚鯉節問屋株につきても安永三年に屋根屋町大和屋善右衛門なるものが『株差免候はば冥加相納、商賣人共え株貸申度旨』を願出した。茲に於て奉行神谷大和守は從來之を取扱へる三丁問屋(新天満町・新町・海部堀川町)共に差障りの有無を尋ねたところ『善右衛門より株借請候而者難儀いたし候間直株にいたし度』¹³⁾と三丁問屋共よりは答申し、

併せて『尤右三丁之外にも問屋仲間商賣仕來居候もの有之に付其分えも株貸渡度旨申立候付』前記善右衛門の願出は却下し、三丁問屋三十六軒に鹽魚干魚鯉節問屋百四十一株を差免した。この場合直株ではあるが、株の請主は三丁問屋三十六軒であつて、冥加金上納の責任亦その負ふ所であつた。三丁問屋は許與せられた株百四十一の中三十六株を三丁問屋各自に保持し、七十五は三町問屋以外の所謂外問屋に無料にて貸與し、冥加金は三丁問屋共が取集めた。²²⁾ (但しその餘の三十株は休株として後日の用に保有した。)

思ふに株仲間の大部分は直株であつた様に思はれる従つて請人が介在して冥加金の責任を負ふことは寧ろ少く、通常役員がその蒐集・提出の責に任じたものである。

文政元年十二月吉日の「生魚問屋定法帳」には「御上納銀請負之年行司に候得者」云云との文句がある。安永九年十二月の毛綿仕入積問屋江戸組仲間「永用記」には「冥加銀上納毎年十一月に翌年分行司兩人を以相納

13) 「直株」なる呼稱に就きては後記「生魚問屋」「鹽魚干魚鯉節問屋」の引用文を見よ。

14) 15) 「同上書」第五、七一四頁及七二一頁

17) 「大阪市史」第三、九九二頁。第五、一二九頁、一〇五頁

18) 「藤井善八覺書」(「大阪市史」第五、三九頁)

19) 「享保以來御取計替候條書」によれば茶屋株・風呂屋株・煮賣屋株・湯屋株・

可申事』とある。安永十年正月の江戸組毛綿仕入積問屋「御免毛綿株式目定法」はこの手續を記して次の如く述べてゐる。『前文に有之候願書之通組合二十三人中より永々白銀三枚毎年十一月可奉上納候尤上納之義は常是御役所に而包、御封印を請、西御番所様地方御役所へ年行司より可奉上納候』と。²⁴⁾以て上納手續の一般を察すべきである。

三、冥加金の分擔

上記の如く冥加金は請人又は役員(行司等)にて取集めたものであるが、之には仲間諸入用費と一緒にし仲間費として一定額づつ月々徴集するものと、年々上納月に先つて冥加金の分擔額のみを集めるものとがあつた。明和八年十一月の天満青物市場「定」に『御冥加銀并に仲間諸入用は無滞毎月出銀可致候事』とあるは前者の例であり、¹⁾天明元年の炭問屋「定式帳」に『年々冥加銀十一月月上旬上納仕候事に候へば例年十月中旬年行司より差紙を以、集可申候、其時無遅滞出銀可仕事』

株仲間間の冥加金につきて

とあるは後者の例である。²²⁾

又株仲間内部が組・講の部・課に分れてゐたものにあつては、部・課毎に徴集せられた様である。安永追九番組天明四年八月の「定法帳」(鱈魚節店)を見るに「冥加銀并に入用銀は一組限り行可へ集兩行司へ致通達兩行司之内より案内有之方へ相渡可申事』とある。又かの七組材木仲買より上納すべき冥加銀は七組のうち時の當番たる惣行司組にて取纏め、之を十人材木屋會所に差出した。²³⁾

そもそも冥加金には仲間一體を一單位とし一定額を課徴されるものと、一人分づつを特定せられたものがあつたことは既に私の説明せる所であるが、後者は暫く措き、前者に就きて云へばその分擔に額割りと然らざるものがあつた。一定の冥加金を額割り・頭割りに課す例としては江戸組毛綿仕入積問屋仲間を擧ぐる事が出来る。この仲間は二十三人で白銀三枚を負擔したが、之に就き安永十年正月の「御免毛綿式目帳」には『則白銀三枚二拾三人額割に五匁六分八毛六宛壹人前

加相度目相
冥加度目相
株間通用
分限之株
候所限之
地所限之
建所限之
取建所限
新築或取
並新築或
古町新築
より先祖
者先祖
右者先祖
『右者先祖より古町並新築或取建所限之株を通用度目相
旅籠屋株につき「右者先祖より古町並新築或取建所限之株を通用度目相
等相納不申候得共、近來新築地面或新建家場其外所限之株を通用度目相
願、差免候類者不殘願主より株冥加銀取立能候』と記してゐる。(「大阪
市史」第五、一七八頁)

20) 21) 「同上書」(「大阪市史」第五、一一九頁)

22) 「同上書」(「大阪市史」第五、一一九頁) 及「鱈魚千魚鱈節商舊記」三、四、(高

に相掛り申候、外に上納之砌少々懸りもの之在候、其砌は年行司より相集可申候間銘々無遅滞御渡可被成候事」と記されてゐる。⁴⁾ 顔割りならざる例としては或は入札により割方を定めたりするものがあつた。文政元年十二月吉日の「生魚問屋定法帳」に『御上納銀割方之儀入札之上夫々割方可相究事』とあるはこの一例である。併し概して顔割りの方が多數を占めてゐた様である。

冥加金の分擔方法・割り方には以上の如き差別があつたが、それを『無滞』『無遅滞』『無相違』提出せよと規定するのはいづれの株仲間に就きても見らるゝ常例であつた。天保十二年六月の上町組綿仲間「條目惣判帳」に『例年御上納銀取集之儀者不及申仲間諸入用集之節無相違即日相渡可申候事』とあるが如き、⁵⁾ この一例である。かるが故に上納金分擔を怠るが如き事あらんか嚴重に制裁さるゝのが常であつた。例へば文化四年六月の「綿買次積問屋仲間定法」には『毎年十一月御冥加銀無滞可奉上納事、若不納之仁有之候はば御株、仲間

え引取一統可奉上納候事』とあり、⁶⁾ 文政元年十二月吉日の「生魚問屋定法帳」には『上納銀相滞候はば早速出訴可申事、但し問屋株取放し置可申事』とある。而して假令休商するが如きことあるとてもその繼承者あるまでは之を猶負擔するを要した。即ち安永十年正月の江戸組毛綿仕入積問屋「仲間定法」を見るに、⁷⁾

『後々に至り組合之内不勝手に而商賣相休仲間退き度よし申し出候共行司取斗にも難致候其故は銘々得心之上御冥加銀御願奉申上株帳面迄爲下置難有奉存然處我儘に組合退き人數減じ御冥加銀割増に相掛り候時は大切之御冥加銀之義大義に奉存候而は甚以恐多義に御座候間新加入有之候歟、他に譲り替可申歟、何れにも張紙相濟候迄は本人より出銀可有之候、此段平に急度相守可申事承知仕候(後略)』

とあり、天明元年の炭問屋仲間「定式帳」には『勝手に付商賣相休候とも株持居候内は年々冥加銀并月々諸掛り物等無遅滞差出可申候。壹ヶ月に而も掛り物相滞候はば式目帳に有之候通之任法を以、右株、仲間に差出退可申事』とある。⁸⁾ 併して分擔額を醸出せざるものは、普通、上例の如く株を仲間に引きとられた。この株は仲間の預り株となり、その冥加金分擔額は他の仲

本) 三丁問屋(株元問屋)は新天満町組・新靱町組・海部堀川町組の三十六軒よりなり、外問屋は内平野町組(八軒)・海部堀川町組(十四軒)・立賣堀長堀道頓堀堀江組(二十六軒)・出口町組(五軒)・南北堀江新大黒町組(八軒)・南堀江五丁目組(拾四軒)よりなり、冥加金上納の當面の責任は三丁問屋(株元問屋)が負つた。

23) 「毛綿商舊記」(寫本)・(北久太郎町壹丁目毛綿商組合事務所本)

間員に割増しに分擔せしめたり、或は仲間の有銀を以て支辨したりした。綿問屋安永五年の出入一件を見れば『休株御冥加銀諸入用等仲間へ引請相勤候様に相成候而は』負擔も重いから、出銀・加入銀を仲間に積立て置き、將來生ずことあるべき明き株・預り株の冥加金分擔額にそれを當てようとしてゐる。即ち『古出銀集候はば仲間積置永々御冥加銀之手當に仕度奉存候義に御座候』とある。⁹⁾ かくの如きはいづれの株仲間にも見らるゝ常套手段であつた。又預り株・明き株の冥加金分擔額を仲間より豫て支拂ひ置き、これを仲間よりの貸しになし、他日その預り株・明き株を取得するものをして、この借金を辨濟すると云ふ意味を含め、それだけ多くの購入料・加入料を提出せしめたものがあつた。例へば天明元年の土州問屋の定に依れば『此後年行司え預り之小問屋名目有之候時は何方へ譲り候共銀二百目より外は加入爲致不申候事』¹⁰⁾とて、他種の加入に比較して多くの出銀を課してゐる。安永九年に株仲間となつた。糖糖挽物職仲間の如きは、天保九年頃に

廿七軒のものが拾六軒に減少し、他の十一軒は明き株となつた。その結果『自ら諸入用物過分に相掛る』様になり、『明株に相成候向諸入用銀滯多在之仲間之借銀と相成』つた。而も『御冥加銀之義は聊無滯上納』せねばならず、現營業者拾六軒の負擔はそれだけ重かつたから、遂に天保九年五月の「仲間取締帳面附追申合書印形帳」に於て、拾一軒の明き株に加入するものには從來の加入出銀の外に金拾五兩を出金せしめ、内五兩は水上江州御宮の御社修葺料にし、残り拾兩を仲間古借の分に差入るゝことに定めた。¹¹⁾

むすび

大部分の株仲間は冥加金を提出せねばならなかつた。冥加金は各仲間毎に特定額があり、初年金は多額で、翌年よりの年々金は少くなつた。その多くは仲間を一單位として一定額上納する様式を採用してゐた。一人分づつに分擔額を定め上納するものは少かつた。冥加金は翌年分を前納する定めになつてをり、上納期は大

24) (農商務省本、大阪市役所筆寫本)
 1) (菅原町組合事務所本)
 2) 7) 8) 11) (農商務省本、大阪市役所筆寫本)
 3) 「大阪市史」第一、一一〇七頁
 4) 「毛綿商舊記」(商工會議所本)(寫本)
 5) 6) 「綿商舊記」(商工會議所本)(寫本)

抵十一月であつた。冥加金提出の責任は御免株及願株中の直株にあつては概ね役員が、又願株中の請株にあつては請人が負ふた。

冥加金の分擔には仲間費として月々仲間より他の入用金と共に醸出せしめる方法と上納の都度集める方法とがあつた。又その分擔には顔割りと然らざる入札割りとがあつた。分擔は滞りなく嚴守するを要し、休商者と雖も尙これを支拂はねばならなかつた。分擔を支拂はざるものは株を仲間に取上げられ、預り株・明き株とされ、その分の冥加金分擔額はそれだけ他の仲間員に割増にもりかけられ、或は仲間有銀を以て支辨せられた。

冥加金は今日の營業税に比せらるべきものであらうが、その課徴單位が個々の營業者でなく、通常株仲間を一體としてゐた點に特色がある。株仲間は一の課税單位であつたと云ふ事が出来る。又冥加金は株仲間が御公儀により賦與せらるる保護と援助とを徳とし、公權により確保せらるる、排他力を享有し得るを冥加と感

じ、國恩奉謝の念を以て有難く上納し奉ると云ふ建前をとつてゐた。併し要する所は金錢を以て特權と保護とを購はんとせるものに外ならない。株仲間には冥加金の外に『無代納物』『無賃人足』『馳付』その他の懸り物が屢々課せられた。例へば材木問屋は御用材木・御仕置に要する竹木の上納を課せられ、¹²⁾上荷船・茶船仲間は船床銀の外に役船・役加子を徵發せられた。材木屋・竹屋・解船屋等は『水揚いたし候迄川中相遣候』故に川中使用の冥加金を課せられ、一般に川渡冥加金を徵せられた仲間も尠くなかつた。¹³⁾かの天保二年の御救大濠に際し冥加金を差出せる株仲間は極めて多數であつた。¹⁴⁾又公儀橋修繕や町橋の負擔を條件として株を許されてゐる株仲間もあつた。これ等是一種の物納課税・使用料又は課役であつて、冥加金と共に併せ考究すべきものであるが、他日稿を改めて詳論したいと思ふ。

9) 「綿商舊記」二ノ上(農商務省本)(寫本)
 10) 「舊例」(土佐問屋之者共)(紙業會社本)
 12) 「材木商舊記」(寫本)。「大阪市史」第一、七六二頁以下
 13) 「大阪市史」第五、一二三頁
 14) 「大阪市史」第二、四二二頁